

【資料4】

令和8年度集団指導
居宅介護支援・介護予防支援に係る留
意事項について

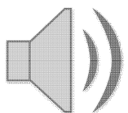


Ise City

伊勢市

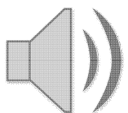
福祉監査室事業所係

令和8年6月



目 次

Ⅰ 居宅介護支援に係る留意事項について	5
1 伊勢市におけるケアマネジメントの基本方針	5
2 内容及び手続の説明及び同意	7
3 基本取扱方針	10
4 具体的取扱方針	11
5 運営規程	19
6 勤務体制の確保	21
7 業務継続計画（BCP）の策定等	27
8 感染症の予防及びまん延防止のための措置	30
9 掲示	33
10 秘密保持	34
11 虐待の防止	35



目 次

2 介護予防支援に係る留意事項について	39
1 伊勢市における介護予防支援の基本方針	40
2 介護予防支援の基本取扱方針	42
3 介護予防支援の具体的取扱方針	43
4 介護予防支援の提供に当たっての留意点	48
3 介護報酬について	50
1 逡減制について	51
2 運営基準減算	53
3 特定事業所集中減算	58

条例、指定基準及び報酬基準等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求をお願いします。

以下「条例」

伊勢市 条例

- ・伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月31日条例第21号）
- ・伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年3月24日条例第14号）

以下「予防条例」

指定 基準

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚労省令第38号）
- ・指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第129号）

報酬 基準

- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第20号）
- ・指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第129号）

解釈 通知

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日 老振発第0331003号・老老発第0331016号）

留意事 項通知

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

介護報酬

- ・ ⇒ ⇒【厚生労働省HP】 ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護報酬

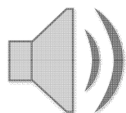


Ⅰ 居宅介護支援に係る留意事項について

Ⅰ 伊勢市におけるケアマネジメントの基本方針①

条例第4条(一部省略)

- 第1項 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 第2項 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

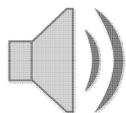


1 伊勢市におけるケアマネジメントの基本方針②

条例第4条(一部省略)

第3項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

第4項 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならぬ。



2 内容及び手続の説明及び同意①

条例第7条第1項
予防条例第7条第1項

【介護予防含む】

- ① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（説明書やパンフレット等）を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

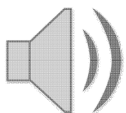
○重要事項の例

- 運営規程の概要
- 介護支援専門員（担当職員）の勤務体制
- 秘密の保持
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制 など

※説明・同意について

書面で説明・同意を行う場合は、その内容について理解し、同意をしたことについて、必ず利用申込者から署名を得ること。（電磁的方法による場合を除く）

また、従来のとおり押印により確認を受けることも可能。



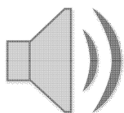
2 内容及び手続の説明及び同意②

条例第7条第2項
予防条例第7条第2項

【介護予防含む】

② 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、下記のことを説明すること。

- 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること



2 内容及び手続の説明及び同意③

条例第7条第3項

- 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合
- 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護、の各サービスごとの回数のうち同一事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

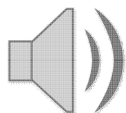
これらの説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

3 基本取扱方針

条例第15条

第1項 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

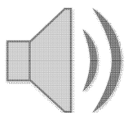


4 具体的取扱方針 ①

条例第16条

指定居宅介護支援の方針は、基本方針（第4条）及び基本取扱方針（第15条）に基づき、第1号から第30号までに定めるところによる。

第1号から第30号に規定されている項目から、令和6年度に改定のあった項目と過去の指導実績に基づき、抜粋してご紹介いたします。他の項目については、条例（伊勢市ホームページに掲載）を確認してください。



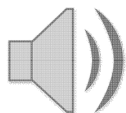
4 具体的取扱方針 ②

条例第16条第2の2号、2の3号
予防条例第34条第2の2号、2の3号

【介護予防含む】

1. 身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録

- ① 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- ② やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

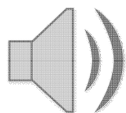


4 具体的取扱方針 ③

<緊急やむを得ない場合の身体的拘束等とは>

下記3つの要件を満たし、かつ、その手続きがきわめて慎重に実施されているケースに限られます。

- ① 「切迫性」 …… 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 「非代替性」 …… 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 「一時性」 …… 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。



4 具体的取扱方針 ④

条例第16条第4号
予防条例第34条第4号

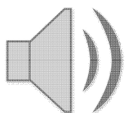
【介護予防含む】

2. 総合的な居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

介護給付等対象サービス以外のサービスの例

- 市の保健師による訪問指導等の保健サービス
- 市の施策による配食等のサービス
- 地域住民による見守り、配食、会食等の自発的な活動によるサービス
- 精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術 など



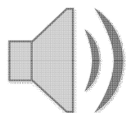
4 具体的取扱方針 ④

条例第16条第15号
予防条例第34条16号

【介護予防含む】

3. 居宅サービス計画の実施状況の把握 (モニタリング)

- イ 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。
(介護予防支援は3月に1回)
- ロ 次の(ア) (イ) いずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、(介護予防支援は6月に1回) 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。



4 具体的取扱方針 ④

条例第16条第15号
予防条例第34条16号

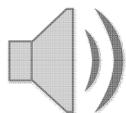
【介護予防含む】

- (ア) 文書により利用者の同意を得ている。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている。
- a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

合意を得た
記録が必要

ロのテレビ電話装置等を活用して面接を行う場合でも、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当です。

ハ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。



1. (1) ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

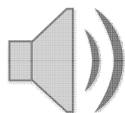
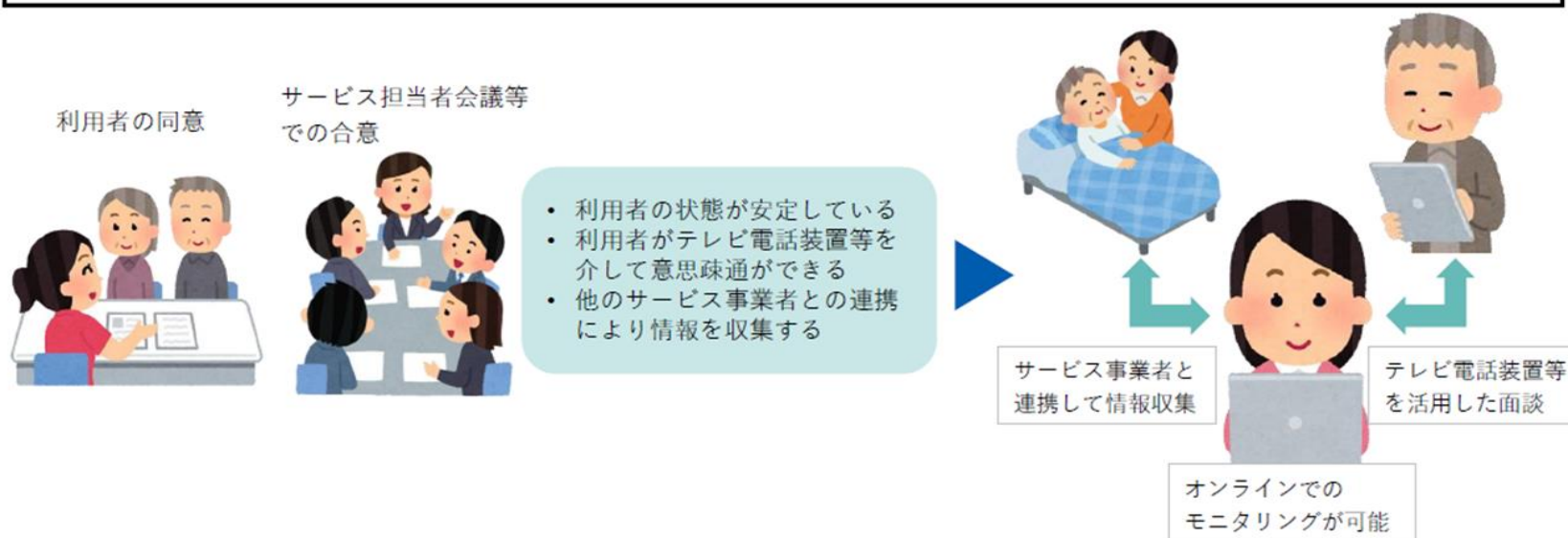
概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。

【省令改正】

- ア 利用者の同意を得ること。
イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
i 利用者の状態が安定していること。
ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。



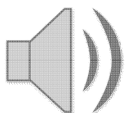
4 具体的取扱方針 ⑤

条例第16条第21～23号
予防条例第34条第21～22号

【介護予防含む】

4. 主治の医師等の意見等

- ① 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- ② 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的な観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。



5 運営規程①

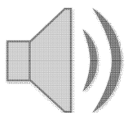
条例第21条
予防条例第20条

【介護予防含む】

事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程として次に掲げる事項を定めること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑦ その他運営に関する重要事項

※内容が変更になった場合は、更新してください。
また、定期的に内容を見直してください。



5 運営規程②

【介護予防含む】

● 員数の記載について

運営規程や重要事項説明書に記載する従業者の「員数」について、人員基準を満たす範囲で「〇〇人以上」と記載することは可能。

【留意点】

① 「〇〇人以上」と記載する場合

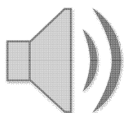
人員基準を満たしている場合は、「〇〇人以上」を変更しない限り、運営規程の変更及び変更届の提出は不要。

② 実人数を記載する場合

毎年4月1日時点で、前年度の4月1日と比較して変更がある場合、変更届を提出すること。（年1回の見直しと提出）

ただし、人員に変更があればその都度、運営規程の変更は必要。

➤ 市への届出は年1回でよいが、運営規程の変更を行わなくても良いというものではないことに留意すること。

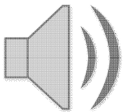


6 勤務体制の確保 ①

条例第22条第1～3項
予防条例第21条第1～3項

【介護予防含む】

- ① 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種（管理者、介護支援専門員等）、専従・兼務関係等を明確にすること
 - 他職種や他事業所と兼務する場合は、それぞれの職種や事業所において勤務する時間を明確に区別して記録すること
 - 法人の役員等であっても、介護保険上の従業者である場合は、同様に勤務管理を行うこと。
- ② 他職種や他事業所と兼務する従業者について、辞令や労働条件通知書等で、勤務する職種及び勤務場所を明らかにすること
- ③ 従業員の資質向上のために研修を計画的に行うこと
 - 虐待防止、感染症対策、業務継続計画を含むこと



6 勤務体制の確保②

条例第22条第4項
予防条例第21条第4項

【介護予防含む】

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクハラ又はパワハラ等により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

<講ずべき措置の具体的内容>

- (ア) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (イ) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制整備
- (ウ) 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な体制整備（令和8年10月より義務化）

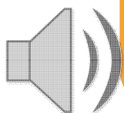
※パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、労働施策総合推進法により、令和4年4月1日から中小企業を含むすべての企業に義務付けられています。

※厚生労働省HP参照

介護職場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

（介護職場におけるハラスメント対策マニュアル、管理職・職員向け研修のための手引き）



令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

- ①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。
（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）

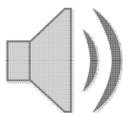
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）



カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには**毅然とした態度**で対応し、**労働者を保護する**旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**(※)を、労働者に周知する
(※) 管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの**対処の方針**をあらかじめ定め、労働者に周知し、**当該対処を行うことができる体制を整備する**

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したのものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を**必ず**講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③ **求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する**

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類等の指定等、面談等を行う際の規則など

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦ 被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧ 行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨ 再発防止に向けた措置を講ずる

◆相談体制の整備

- ④ 相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
- ⑤ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪ 労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

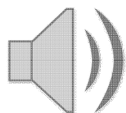
7 業務継続計画（BCP）の策定等①

条例第22条の2
予防条例第21条の2

【介護予防含む】

- ① 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること（年1回以上）。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

①の措置が未実施の場合、
業務継続計画未策定による減算が適用されます。



7 業務継続計画（BCP）の策定等②

条例第22条の2
予防条例第21条の2

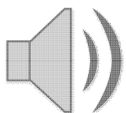
【介護予防含む】

(ア) 感染症にかかる業務継続計画の記載内容

- ① 平時からの備え（体制構築・整備）、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

(イ) 災害に係る業務継続計画

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携



7 業務継続計画（BCP）の策定等③

【介護予防含む】

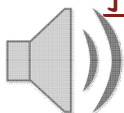
介護施設・事業所における業務継続計画（BCP） 作成支援について

厚生労働省が開催した研修の資料（介護施設・事業所における業務継続ガイドライン、様式ツール、ひな形等）及び研修動画がホームページで掲載されていますので、業務継続計画を作成・見直しする際の参考にしてください。

※厚生労働省HP_介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

感染症に係る業務継続計画と次に記載の感染症の予防まん延防止のための指針については、一体的に策定することができます。



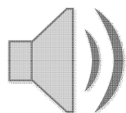
8 感染症の予防及びまん延防止のための措置①

条例第25条の2
予防条例第24条の2

【介護予防含む】

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。



8 感染症の予防及びまん延防止のための措置②

条例第25条の2
予防条例第24条の2

【介護予防含む】

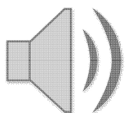
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

<感染症の予防及びまん延防止のための指針について>

指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。

【規定について想定される内容】

- 平常時の対策 … 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
- 発生時の対応 … 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告



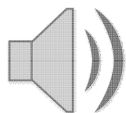
8 感染症の予防及びまん延防止のための措置③

条例第25条の2
予防条例第24条の2

【介護予防含む】

- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること（年1回以上）。小規模な事業所などは、他の事業者と連携して行うことも可能です。

参照：「介護現場における感染対策の手引き」厚生労働省老健局
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

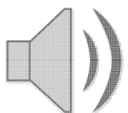


9 掲示

条例第26条
予防条例第25条

【介護予防含む】

- ① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無等）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- ② 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- ③ 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等または情報公表システム上）に掲載しなければならない。



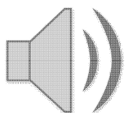
10 秘密保持

条例第27条
予防条例第26条

【介護予防含む】

- ① 従業者が退職した後においても、 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、 雇用時に秘密を保持すべき旨を取り決めておくなど、 必要な措置を講じること。
- ② サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、 あらかじめ文書により得ておくこと。

※利用者の代筆者としての署名（記名押印）等と利用者家族としての個人情報の使用同意は別であることに留意すること



Ⅱ 虐待の防止①

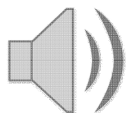
条例第31条
予防条例第30条の2

【介護予防含む】

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から、次に掲げる措置を講じること。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる

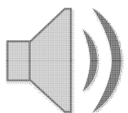


Ⅱ 虐待の防止②

【介護予防含む】

○虐待防止検討委員会における具体的な検討事項（想定）

- (ア) 委員会その他事業所内の組織に関する事
- (イ) 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- (ウ) 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
- (エ) 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- (オ) 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- (カ) 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- (キ) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事



Ⅱ 虐待の防止③

条例第31条の2
予防条例第30条の2

【介護予防含む】

② 事業所における虐待防止のための指針を整備すること

○指針に盛り込む項目

- (ア) 事業所に置ける虐待の防止に関する基本的考え方
- (イ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- (ウ) 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- (エ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- (オ) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- (カ) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- (キ) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- (ク) その他虐待防止の推進のために必要な事項

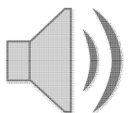


Ⅱ 虐待の防止④

条例第31条の2
予防条例第30条の2

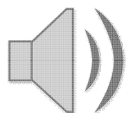
【介護予防含む】

- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
※事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施すること。また、その実施内容について記録すること。
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
- ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項を「運営規程」において定めること。



2 介護予防支援に係る留意事項について

介護予防支援について、居宅介護支援と異なる部分についてご紹介します。

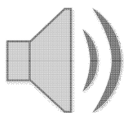


1 伊勢市における介護予防支援の基本方針 ①

予防条例第4条

- 第1項 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- 第2項 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

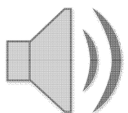
介護予防の効果が最大限発揮され、生活機能の維持・向上が図られるよう「目標指向型」の計画を作成し、支援すること



1 伊勢市における介護予防支援の基本方針②

第3項 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

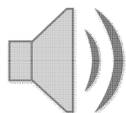
第4項 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。



2 介護予防支援の基本取扱方針

予防条例第33条

- 第1項 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- 第2項 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるように、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 第3項 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。



3 介護予防支援の具体的取扱方針 ①

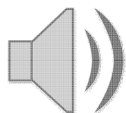
予防条例第34条

指定介護予防支援の方針は、基本方針（第4条）及び基本取扱方針（第33条）に基づき、第1号から第29号までに定めるところによる。

※居宅介護支援と異なる項目は

第5号、第6号、第8号、第9号、第13号、第15号、第16号 です。

主なものを抜粋して紹介します。



3 介護予防支援の具体的取扱方針 ②

第6号 介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

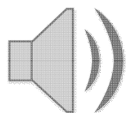
ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

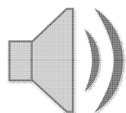
アセスメント



3 介護予防支援の具体的取扱方針 ③

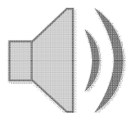
第8号 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

第13号 介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。



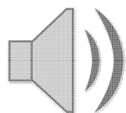
3 介護予防支援の具体的取扱方針 ④

- 第15号 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するとき
は、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- 第16号 モニタリングに当たっては、次に定めるところにより行
わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算し
て3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利
用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪
問し、利用者に面接すること。
- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによ
って行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合で
あって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3
月ごとの期間について、少なくとも連続する2期間に1回、
利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪
問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用
者に面接することができる。（略）



3 介護予防支援の具体的取扱方針 ⑤

- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- エ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。



4 介護予防支援の提供に当たっての留意点①

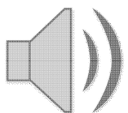
予防条例第35条

※居宅介護支援にはない条文になります。

介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項(①～⑧)に留意しなければならない。



- ① 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- ② 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- ③ 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。



4 介護予防支援の提供に当たっての留意点 ②

- ④ 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- ⑤ サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- ⑥ 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- ⑦ 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする事。
- ⑧ 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

3 介護報酬について

加算・減算を算定するときは

必ず留意事項通知、Q & A等で要件の確認をしてください。

加算・減算の算定後は

- 介護報酬改定時には、必ず要件を再確認し、加算等を見直してください。
- 改定時以外でも、定期的に要件を確認するようにしてください。
- 職員の退職・異動時には、要件を確認してください。

※事業所の体制について、次の場合、すみやかにその旨を届け出ること。

- 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合
- 加算等が算定されなくなることが明らかなる場合

※各種加算等を算定する場合は、要件となる事項を満たしていることがわかるよう記録すること。



Ⅰ 逓減制について①

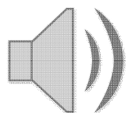
適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上の場合45件目から、60件以上の場合60件目からそれぞれ評価が低くなる（45件未満は居宅介護支援費（Ⅰ）、45件以上60件未満の部分は同（Ⅱ）、60件以上の場合は同（Ⅲ）が適用される）逓減制において、**ケアプランデータ連携システム**の活用し、かつ、事務職員の配置を行っている事業者については、逓減制の適用（居宅介護支援費（Ⅱ）の適用）を**50件**以上の部分からとする。

【改定後】



居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数
3分の1換算

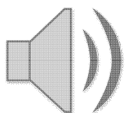


Ⅰ 逓減制について②

◎ 厚生労働大臣が定める地域(※)に所在する指定居宅介護支援事業所は、前ページの取扱件数にかかわらず
居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)1,086単位又は1,411単位
居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅰ)1,086単位又は1,411単位
を適用する。

(※)伊勢市は半島振興対策実施地域として厚生労働大臣が定める地域に該当します。

(半島振興法期限の令和17年3月31日まで)



2 運営基準減算①

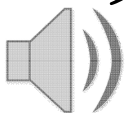
報酬基準_別表_居宅介護支援費イ_注6

「厚生労働大臣の定める基準」に該当する場合は、運営基準減算となります。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、居宅介護支援費の算定ができません。

「厚生労働大臣の定める基準」は、「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。」となっています。

運営基準を遵守しない事業所に対しては、市が遵守するよう指導を行うこととなっており、当該指導に従わない場合は、指定の取消等の処分がされる場合があります。

具体的には、次の①～⑤に該当する場合、減算の適用となります。

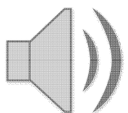


2 運営基準減算②

- ① 居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合

減算期間

契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで



2 運営基準減算③

② 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって次の場合

- (ア) 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- (イ) 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない場合を除く。）
- (ウ) 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合（やむを得ない場合を除く。）

減算期間

当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで



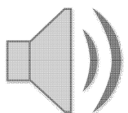
2 運営基準減算④

③ 次に掲げる場合において、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないとき

- (ア) 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- (イ) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- (ウ) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

減算期間

当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで

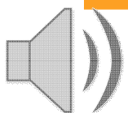


2 運営基準減算⑤

- ④ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たって、次のいずれかの方法で面接していない場合
- (ア) 該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問
 - (イ) 利用者の同意及び関係者の合意を得ている場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う場合
- ⑤ 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

減算期間

当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで



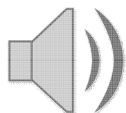
3 特定事業所集中減算①

報酬基準_別表_居宅介護支援費イ_注10

「厚生労働大臣が定める基準」に該当する場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位から減算することとなります。

「厚生労働大臣が定める基準」

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。



3 特定事業所集中減算②

(1) 判定と減算適用期間

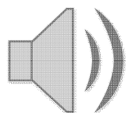
判定期間	減算適用期間
前期(3月1日から8月末日)	10月1日から3月31日まで
後期(9月1日から2月末日)	4月1日から9月30日まで

(2) 判定方法

事業所ごとに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着通所介護のそれぞれのサービスについて、次の計算式により計算し、いずれかが100分の80を超えた場合に減算する。

(計算式)

紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

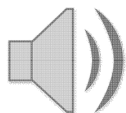


3 特定事業所集中減算③

(3) 算定手続

前期は9月15日まで、後期は3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成してください。算定の結果80%を超えた場合は、当該書類を市福祉監査室に提出してください。80%を超えなかった場合は、書類の提出は不要ですが、作成した書類は事業所において5年間保存してください。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名および代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由



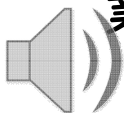
3 特定事業所集中減算④

(4) 正当な理由の範囲

【例示】

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等のサービス事業所が少数であること（各サービスごとに5事業所未満であるなど）
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 事業所が小規模である場合（判定期間の1月あたりの居宅サービス計画数が20件以下であるなど）
- ④ サービスの利用が少数である場合（判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下であるなど）
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
- ⑥ その他正当な理由と市長が認めた場合

※市に提出された理由について、市が不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算が適用されません。



ご覧いただきありがとうございます。

事業所内での情報共有をお願いします。

「参加確認表」を必ず提出してください

提出期限：令和8年9月30日（水）



©2008 伊勢市

